

**令和 8 年度 女性のキャリア形成支援事業
公募型プロポーザル方式実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年 3 月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 3 月 9 日

産業人材育成課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和 8 年度女性のキャリア形成支援事業

(2) 業務の目的

本県は女性の就業率が高い一方で、女性管理職比率が全国的に低位であるなど、企業における女性管理職の登用が進んでいない状況であることから、ライフステージの変化に関わらず、誰もが望むキャリア形成を実現し、企業における意思決定層への女性参画を促進することとで持続的発展を図るため、女性管理職の育成支援を実施します。

(3) 主な業務内容

委託業務の概要は、以下のとおりです。

ア 「ながの女性リーダーズ・アカデミー」の実施

県内中小企業等における女性管理職の登用を促進するため、女性管理職候補者を対象に、マネジメントスキルやリーダーシップ等の管理職に求められるスキル習得を図る連続セミナーを開催します。スキル習得のほか、ロールモデルとなる女性管理職との対話を通じて、管理職を目指すマインド形成を支援する連続セミナーとします。

イ 女性管理職登用奨励金の交付申請受付・審査業務

本奨励金は女性管理職の登用促進を図るため、企業が女性管理職比率の向上に係る目標及び行動計画を作成し、その達成に向けた職場環境の整備と、女性管理職候補者の人材育成を行い、数値目標を達成した企業に奨励金を交付します。本業務受託者は、当該奨励金の交付に係る申請受付及び審査業務を行うものとし、交付決定や支払い等に係る業務は本業務委託者が行うものとします。

(4) 仕様等

別添「令和 8 年度女性のキャリア形成支援事業委託業務仕様書（案）」のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 運営体制及び事業計画

ア 基本方針（コンセプト）

イ 運営体制

ウ 事業計画（全体スケジュール）

エ 個人情報取り扱い

② 事業内容

ア 「ながの女性リーダーズ・アカデミー」の実施

- (ア) 講座運営の方針
- (イ) 事業の周知、対象企業の募集方法
- (ウ) 講座の実施方法・講座内容・講師の選定案
- (エ) 講座の成果イメージ（受講者の状況、作成物等）

イ 女性管理職登用奨励金の交付申請受付・審査業務

- (ア) 事業の周知・広報
- (イ) 申請受付から審査までのスキーム（募集、受付、審査等）

③ 業務に要する経費及びその内訳

④ 関連業務の実績等 ※業務の概要がわかるように記載してください。

(6) 業務の実施場所 長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和9年3月31日まで

(8) 費用の上限額 20,965,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

※この額には参加者から徴収する受講料は含んでいない。詳細は1(4)の業務仕様書を参照のこと。

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の履行実績を有すること。
- (8) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の履行実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570（住所不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県産業労働部産業人材育成課人材育成支援係

担 当 高坂

電 話 026-235-7202（直通）

F A X 026-235-7328

メー ル jinzai2@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月18日（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

【※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を用いる。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業人材育成課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

- (6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

- (7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により産業人材育成課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業人材育成課長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

実施しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和8年3月23日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対してメールにより回答するほか、産業人材育成課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月24日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
自由様式とする。
- (3) 企画書記載上の留意事項
業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付期間 令和8年3月23日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和8年3月25日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 7部（原本1部、写し6部）
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業人材育成課に到達したものに限りです。郵送の場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (6) 企画提案の選定基準
企画提案は、別添「令和8年度女性のキャリア形成支援事業評価基準（以下、「評価基準」という。）」に基づいて選定されます。

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の選定に当たっては、「令和8年度女性のキャリア形成支援事業公募型プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）」を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② 評価会議の構成員は、「評価基準」の項目ごとにA～Eの5段階で評価し、評価点は、各項目に対する配点に係数0.2～1.0を乗じた点数とします。

評 価	内 容	係 数
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	標準	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

- ③ 評価会議の構成員は、②の採点結果により優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。各構成員の順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付けます。
- ④ 「評価基準」の項目のいずれかに「E（劣る）」の評価をした構成員がある場合で、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断において「E」とした場合は、他の項目の評価にかかわらず不採用とします。
- ⑤ 各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者（以下、「最高得点者」という。）を委託候補者として選定します。最高得点者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。ただし、評価の結果、最高得点者の評価点の合計が、出席している構成員の数に60を乗じた値に満たない場合には、委託候補者の選定は行いません。
- ⑥ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 - ・実 施 日 令和8年3月30日
 - ・時間・場所 企画提案書を提出いただいた方へ別途連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業人材育成課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業人材育成課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業人材育成課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業人材育成課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して

10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業人材育成課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業人材育成課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能になったときに、その効力が生じます。
- (2) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しません。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。

(4) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570（住所不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県産業労働部産業人材育成課人材育成支援係

担 当 高坂

電 話 026-235-7202（直通）

F A X 026-235-7328

メー ル jinzai2@pref.nagano.lg.jp

(5) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(6) 企画提案書の補足資料がある場合は、プレゼンテーション時に提出することができます。